
一般社団法人 日本伝統文化協会

定款

平成 30 年 9 月 25 日 作成
平成 30 年 9 月 27 日 公証人認証
平成 30 年 10 月 1 日 法人設立

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人日本伝統文化協会（英文では Traditional Japanese Culture Association 略称 TJCA、以下「本会」という）と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を東京都目黒区に置く。

2 本会は、理事会の決議を経て、必要な地に従たる事務所を設置することができる。

(公告)

第3条 本会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する。

(機関の設置)

第4条 本会は、理事会及び監事を置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第5条 本会は、日本の伝統文化の価値を再定義することにより、伝統文化を現代の価値基準で魅力的なものとし、伝統文化の発展と継承に寄与することを目的とする。

(事業)

第6条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 文化及び芸術の振興を目的とする事業
- (2) 文化交流イベント等の企画、主催、共催、発案並びにコンサルティング
- (3) 文化交流のための出版・イベント開催を含めた文化事業
- (4) 伝統工芸品の売買
- (5) 伝統文化に関する講師派遣
- (6) 伝統文化による研修並びに教育
- (7) 伝統文化に関する情報提供及び出版
- (8) 児童又は青少年の健全な育成を目的とする事業
- (9) 地域社会の健全な発展を目的とする事業
- (10) 前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

2 前項の事業は、本邦及び海外において行うものとする。

第3章 会員

(法人の構成員)

第7条 本会の会員は、次の通りとする。

- (1) 正会員 本会の目的に賛同して入会した個人
- (2) 賛助会員 本会の目的に賛同してその事業を賛助するため入会した法人又は個人
- (3) 名誉会員 本会に功労があった個人で、理事会で承認を経た個人

- 2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という）上の社員とする。

（入会）

第8条 本会の会員になろうとするものは、別に定める入会申込書により申込みをし、会長の承認を得るものとする。

（入会金及び会費）

第9条 本会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、正会員及び賛助会員は、総会において別に定める入会金及び会費規程により、会費を納めなければならない。

（退会）

第10条 会員は、退会届を会長に提出することにより任意にいつでも退会できる。

（除名）

第11条 会員が、次の各号のいずれかに該当するときは、理事会によって当該会員を除名することができる。

- (1) 本会の名誉を毀損し、又は本会の目的に反する行為をしたとき
- (2) 定款及びその他の規定に違反したとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

- 2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、当該理事会の日の1週間前までに当該会員に通知し、弁明の機会を与えなければならない。

（会員の資格喪失）

第12条 前2条の場合のほか、会員は、次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 正会員が正当な理由なく会費を1年以上滞納したとき
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき
- (4) 総正会員の同意があったとき

（拠出金品の不返還）

第13条 会員がすでに納入した入会金、会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第4章 総会

（構成）

第14条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

- 2 前項の総会をもって、法人法上の社員総会とする。

（権限）

第15条 総会は、次の事項を決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額又はその基準
- (3) 事業報告及び収支決算
- (4) 定款の変更
- (5) 解散及び残余財産の帰属の決定

(6) 理事会において社員総会に付議した事項

(7) 前各号に定めるもののほか、法令又は定款で定められた事項

(開催)

第 16 条 総会は、定時総会として毎事業年度終了後 3 か月以内に 1 回開催するほか、必要がある場合に臨時総会を開催する。

(招集)

第 17 条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、会長が招集する。

- 2 総会を招集する場合には、総会の目的たる事項、内容、日時及び場所を記載した書面又は電磁的方法により、開催日の 1 週間前までに通知を発しなければならない。
- 3 総正会員の議決権の 5 分の 1 以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。
- 4 会長は、前項の規定による請求があったときは、その日から 6 週間以内の日を総会の日とする臨時総会の招集の通知を発しなければならない。

(議長)

第 18 条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、当該総会において役員の中から選出する。

(議決権)

第 19 条 総会における議決権は、正会員 1 名につき 1 個とする。

(決議)

第 20 条 総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員数の半分以上であって、総社員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。
 - (1) 監事の解任
 - (2) 定款の変更
 - (3) 解散
 - (4) その他法令で定められた事項

(書面による議決権の行使及び議決権の代理行使)

第 21 条 総会に出席することができない正会員は、予め通知された事項について、書面をもって表決し、又は委任状その他の代理権を証明する書面を会長に提出して、他の正会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

(議事録)

第 22 条 総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、社員総会の日から 10 年間主たる事務所に備え置く。

- 2 議長及び出席した正会員の中から選出された議事録署名人 1 名は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第5章 役員

(役員の設定)

第23条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上9名以内
 - (2) 監事 1名以上2名以内
- 2 理事のうち1名を会長、2名以内を副会長、5名以内を常務理事とすることができる。
 - 3 前項の会長をもって、法人法上の代表理事とし、副会長及び常務理事をもって同法第91条第1項第2号に定める業務執行理事とする。

(役員を選任)

第24条 理事及び監事は、総会の決議によって社員の中から選任する。ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。

- 2 会長、副会長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 本会の理事又は、監事は相互に兼ねることができない。
- 4 理事のうち、理事のいずれかの1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。

(理事の職務及び権限)

第25条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、業務を総括する。
- 3 副会長は、会長を補佐する。
- 4 常務理事は、理事会において別に定めるところによりその担当業務を分担掌理し、会長及び副会長に事故があるとき又は欠けたときは、理事会で決めた順位によりその職務を代行する。

(監事の職務及び権限)

第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第27条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結のときまでとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結のときまでとし、再任を妨げない。
- 3 補欠により選任された理事及び監事の任期は、前任者の任期の満了するときまでとする。
- 4 理事及び監事は、第23条第1項に定める定数に足りなくなるときは、辞任又は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第28条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第29条 理事及び監事に、総会において別に定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事及び監事には、費用を弁償することができる。

第6章 理事会

(構成)

第30条 本会に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第31条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務執行の監督
- (3) 会長、副会長及び常務理事の選定及び解職
- (4) その他この定款で定められた事項

(招集)

第32条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 理事会を招集する場合には、理事会の目的たる事項、内容、日時及び場所を示した書面又は電磁的方法により、開催の日の1日前までに各理事及び各監事に通知を発しなければならない。

(議長)

第33条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、出席した理事の互選により議長を選定する。

(決議)

第34条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があつたものとみなす。
- 3 理事又は監事が、理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

(議事録)

第35条 理事会の議事録については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

- 2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。
- 3 会長が出席しない場合の理事会の議事録は、出席した理事及び監事が署名及び記名押印する。

第7章 計算

(事業年度)

第36条 本会の事業年度は、毎年10月1日から翌年9月30日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第 37 条 本会の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が事業計画書及び収支予算書を作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、社員総会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入を得、又は支出することができる。

3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第 38 条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、3 か月以内に会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経た上で、定時総会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、第 2 号の書類については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告書及びその附属明細書

(2) 貸借対照表及び損益計算書並びにこれらの附属明細書

2 前項の書類のほか、監査報告書を主たる事務所に 5 年間備え置くとともに、定款及び正会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

第 8 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 39 条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第 40 条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(剰余金の処分制限)

第 41 条 本会は、剰余金の分配をすることができない。

(残余財産の帰属)

第 42 条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 9 章 附則

(委任)

第 43 条 この定款の施行に必要な事項は、この定款で定めるものを除き理事会の議決を経て別に定める。

(最初の事業年度)

第 44 条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成 31 年 9 月 30 日までとする。

(法令の準拠)

第 45 条 本定款に定めのない事項は、すべて法人法その他の法令に従う。